

地域未来投資促進法における 地域経済牽引事業計画の ガイドライン

令和2年2月
経済産業省
地域経済産業グループ
地域未来投資促進室

— 目次 —

第1 地域経済牽引事業計画の作成について	1
I 必須記載事項	1
1 地域経済牽引事業の内容及び実施時期	1
2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法	4
3 地域経済牽引事業の実施による経済的效果	5
II 任意記載事項	6
1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項	6
2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積	6
3 一般社団法人が法第22条第1項又は第2項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項（法第22条及び第23条に規定する商標法の特例）	6
4 補助金等交付財産の活用に関する事項	7
5 法第24条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項	7
第2 地域経済牽引事業計画の承認について	9
1 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含まない場合	9
2 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含む場合	10
3 その他留意事項	11
第3 承認地域経済牽引事業計画の変更について	13
1 承認地域経済牽引事業計画の変更申請	13
2 承認地域経済牽引事業計画の変更の承認について	13
第4 承認地域経済牽引事業計画の承認の取消しについて	14
1 法第14条第2項の規定に基づく承認の取消しの基準	14
第5 承認地域経済牽引事業の法第24条に基づく確認について	15

1	法第24条に基づく確認の基準について.....	15
2	法第24条に基づく確認の流れ.....	19
	【参考：地域未来投資促進税制について】.....	20

第6 承認地域経済牽引事業の実施状況の報告について..... 21

1	実施した地域経済牽引事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容..	21
2	実施した地域経済牽引事業の経済的効果の状況.....	22
3	実施した地域経済牽引事業の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（設備投資）に関する実績.....	23
4	その他.....	23

(参考) 地域経済牽引事業計画に係る特例措置の活用について . 24

1	法第18条に規定する中小企業信用保険法の特例.....	24
2	法第19条に規定する中小企業投資育成株式会社法の特例.....	24
3	法第20条に規定する食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例.....	24

別添資料

（別添1）地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱

（別添2）法第24条に規定する主務大臣が定める基準に係る確認申請書

第1 地域経済牽引事業計画の作成について

地域経済牽引事業計画の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

I 必須記載事項

1 地域経済牽引事業の内容及び実施時期

(1) 地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略

地域経済牽引事業を行う主な実施場所を促進区域とする同意基本計画「5（1）地域の特性及びその活用戦略」から、当該事業が該当するものを記載すること。

(2) 地域経済牽引事業として行う事業の内容

(事業名)

他の事業と区別できるよう、地域経済牽引事業の内容が把握できる事業名を付け、記載すること。

(関連する業種)

地域経済牽引事業と関連する業種を日本標準産業分類の中分類で記載すること。

(事業の実施背景（これまでの経緯）)

地域経済牽引事業の内容の理解を促進する観点から、当該事業の実施背景やこれまでの経緯などを記載すること。

(今後の具体的な事業内容)

地域経済牽引事業計画の承認を受けた後に実施する予定の地域経済牽引事業の内容について記載すること。具体的な製品や商品、サービスの開発や売上げの増加等に関する方向性などを記載すること。

(事業の目標)

地域経済牽引事業計画の計画期間（「I 1（5）地域経済牽引事業の実施時期（実施の時期）」に記載する期間と同じ期間をいう。以下同じ。）を通じた具体的な事業内容による当該事業の目標について、事業の目標とする状況に加え、売上げや利益等の定量的指標を記載すること。

(付加価値創出額)

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた当該事業の実施によって創出する予定の付加価値額及びその根拠について記載すること。同意基本計画に定める「3 地域経済牽

引事業として求められる事業内容に関する事項（2）高い付加価値の創出」に従い、地域経済牽引事業の開始前の付加価値額に加えて、地域経済牽引事業計画最終年度の単年度において都道府県の1事業所あたりの付加価値額を創出する必要がある。

例) 地域経済牽引事業の開始前の付加価値額を1億円とし、当該都道府県の1事業所当たりの付加価値額を4,000万円とすると、事業計画最終年度の単年度における当該事業の付加価値額は1億4,000万円であることが必要となる。

※付加価値額の算出に当たっては、次の計算式を用いるものとする。

$$\text{付加価値額} = \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

$$\text{費用総額} = \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費}$$

なお、付加価値額の算出に関する用語の意義は「平成28年経済センサス・活動調査」によることとし、「平成28年経済センサス・活動調査」において租税公課とは、営業上負担すべき固定資産税、自動車税及び印紙税等の総額（収入課税の事業税（電気業、ガス業及び保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含むものとし、法人税、所得課税の事業税及び住民税は含めない。）とされている。

また、複数事業者が共同して地域経済牽引事業計画を提出する場合であって、日本政策金融公庫による融資制度（地域活性化・雇用促進資金）の利用を検討している事業者のうち、（1）国民生活事業において特利C、（2）中小企業事業において特利③の適用を希望する事業者は、単独で同意基本計画に定める「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項（2）高い付加価値の創出」の要件を満たすことが必要である。このため、記載に当たっては、単独でも当該要件を満たしていると判断できるように記載すること。

既に地域経済牽引事業計画の承認を得ている場合であって、単独で当該要件を満たしていることが判断できるように記載されていない場合は、地域経済牽引事業計画の承認を受けた都道府県等まで、単独で同意基本計画に定める「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項（2）高い付加価値の創出」の要件を満たしていると判断できる資料を提出すること。

（その他）

上記事項以外に、地域経済牽引事業計画の承認に係る審査に必要と思われる事項を記載すること。

例えば、次のような事項を記載すること。

環境保全のために配慮を行う事項として、「(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所」に国立公園、国定公園その他環境保全上重要な地域を含む場合、公園計画との整合、関係機関（地方環境事務所、各地方公共団体の自然環境部局等）との事前の調整の状況や環境保全対策について記載すること（記載例：本計画は公園計画との整合を図り、地方環境事務所と調整を行ったうえで策定したものである。）。

(3) 地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合は、当該事業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びに当該事業者の役割

複数の事業者が地域経済牽引事業を共同して行う場合には、事業者ごとに、①名称、②住所、③代表者名、④役割を記載すること。

1 の欄には、地域経済牽引事業計画の代表者が記載し、2 の欄以降、代表者以外の地域経済牽引事業を共同して行う事業者が記載を行うこと。

なお、地域経済牽引事業を共同して行う事業者は、地域経済牽引事業の実施に真に必要な事業者のみに絞り、具体的な役割を記載すること（構成員という記載は不可）。

また、法第13条第1項に規定する「地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むとき」とは、地方公共団体と民間事業者が共同で地域経済牽引事業を行い、その地方公共団体が行う事業が地域経済牽引事業の実施に必要不可欠な場合が該当する。

具体的には、次のような事業が該当する。

- ① まちづくりと一体となった観光事業として、地方公共団体が事業としてマスター プランを作成し周辺の道路等のインフラを整備する事業
- ② 特產品を開発・販売する事業として、地方公共団体が市場調査や広報活動、展示会の開催などを行う事業
- ③ 第三セクターなど地方公共団体が一定の影響力を有する団体が参加している場合であって、当該団体への地方公共団体の出資比率が50%以上である事業

他方で、地方公共団体が補助金や地方税の減免等の財政的な支援のみで事業を支援している場合などは、該当しない。

(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所

地域経済牽引事業を行う主な実施場所を地番等で記載すること。

実施場所ごとに、当該事業のどの部分を行うか記載すること。

※ 販路の拡大を行う場合等においては、地域単位で記載すること又は促進区域外の場所を記載することも可能とする。

(5) 地域経済牽引事業の実施時期

実施の時期は、同意基本計画の計画期間を超えないようにすること。

実施スケジュールは、地域経済牽引事業計画を承認する都道府県などが事業の進捗管理を行うことができるよう、取組事項ごとに記載すること。

法第22条及び第23条に規定する商標法の特例を利用しようとする場合、特例措置の適用は、承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に限るため、当該事業計画の実施時期を「年月日」まで記載すること。

なお、法第22条及び第23条の商標法の特例を受けるに当たっては、「地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し」及び「地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し」を特許庁へ提出する必要があるが、「地域経済牽引事業計画の承認申請書」は、承認申請時に都道府県知事等へ提出した後、事業者に返送されないため、あらかじめ写しを準備する必要がある。

2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者ごとに別紙1-1に記載すること。

記載に当たっては、必要な資金の額とその調達方法がわかるよう、地域経済牽引事業計画の計画期間中の事業年度別に、該当する欄に金額の概算を記載すること。

日本政策金融公庫による融資制度（「地域活性化・雇用促進資金」）の利用を希望する場合には、備考欄にその旨を記載すること。

また、金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度の利用を希望する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

(記載例)

(単位：千円)

年度		借入金	自己資金	その他※1	合計	備考 ※2
土地		100,000			100,000	必要な資金の一部について日本政策金融公庫の融資制度の利用を希望
	建物	200,000			200,000	日本政策金融公庫の融資制度の利用を希望

3 地域経済牽引事業の実施による経済的效果

(見込み)

同意基本計画に定める「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項(3)地域の事業者に対する相当の経済的效果」(事業者間での取引額又は事業者の売上げ、雇用者数若しくは給与支払額等)を満たす見込みであることがわかるよう、地域経済牽引事業による相当の経済的效果の見込みを記載すること。

(算定根拠)

上記の見込みが一定の合理性を有することを説明する根拠を記載すること。

なお、複数事業者が共同して地域経済牽引事業計画を提出する場合であって、日本政策金融公庫による融資制度（地域活性化・雇用促進資金）の利用を検討している事業者のうち、（1）国民生活事業において特利C、（2）中小企業事業において特利③の適用を希望する事業者は、単独で同意基本計画に定める「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項(3)地域の事業者に対する相当の経済的效果」(事業者間での取引額又は事業者の売上げ、雇用者数若しくは給与支払額等)の要件を満たすことが求められる。このため、記載に当たっては、単独でも当該要件を満たしていると判断できるように記載すること。

既に地域経済牽引事業計画の承認を得ている場合であって、単独でも当該要件を満たしていることが判断できるように記載されていない場合は、地域経済牽引事業計画の承認を受けた都道府県等まで、単独で同意基本計画に定める「3 地域経済牽引事業とし

て求められる事業内容に関する事項(3)地域の事業者に対する相当の経済的效果」(事業者間での取引額又は事業者の売上げ、雇用者数若しくは給与支払額等)の要件を満たしていると判断できる資料を提出すること。

II 任意記載事項

必須記載事項のほか、特定の特例を活用し、地域経済牽引事業を行おうとする事業者については、以下の事項について記載すること。

1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

地域経済牽引事業計画について、法第13条第5項に規定する同意土地利用調整計画に適合することの確認を受けようとする場合には、1及び2の事項を、別紙1-2に記載すること。

記載に当たっては、地域経済牽引事業に係る土地利用の計画が分かるように記載すること。

3 一般社団法人が法第22条第1項又は第2項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項（法第22条及び第23条に規定する商標法の特例）

法第22条及び23条に規定する商標法の特例を利用しようとする場合、次の事項に留意すること。

なお、法第22条及び第23条の商標法の特例措置を受けるに当たっては、「地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し」及び「地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し」を特許庁へ提出する必要があるが、「地域経済牽引事業計画の承認申請書」は、承認申請時に都道府県知事等へ提出した後、事業者に返送されないため、あらかじめ写しを準備する必要がある。

(1) 一般社団法人の名称及び所在地

法第22条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする一般社団法人の名称及び所在地を記載すること。

(2) 一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

定款の該当する条番号等及び当該条文等に記載の構成員たる資格に関する定款の定め

(正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないとするものに限る。) を記載すること。

(3) 法第22条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

法第13条第2項第1号の規定により記載された 地域経済牽引事業の内容に即する商品又は役務とし、その商品又は役務の内容及び範囲を明確に理解することができる表示をもって記載すること。地域の名称と商品（役務）との関係を、例えば、次のように記載すること。

- ① 地域の名称が商品の産地であれば、「○○（地域の名称）産の○○（商品名）」と記載する。
- ② 地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば、「○○（地域の名称）産の○○（原材料名）を主要な原材料とする○○（商品名）」と記載する。
- ③ 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「○○（地域の名称）に由来する製法により生産された○○（商品名）」と記載する。
- ④ 地域の名称が役務の提供の場所であれば、「○○（地域の名称）における○○（役務名）」と記載する。

4 補助金等交付財産の活用に関する事項

地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含む場合であって、法第26条に基づく財産の処分の制限に係る承認手続の特例を活用しようとする場合、当該特例の対象となる補助金等交付財産について、補助金等交付省庁、補助金等の名称を記載すること。

申請に当たっては、当該地域経済牽引事業を行おうとする者が転用しようとする補助金等交付財産に関する補助金等を交付した省庁の補助金等交付財産の転用に係る申請書を添付すること。また、必要に応じ図面や写真を添付するなど、資料により補助対象施設の現状が分かるようにすること。

また、本特例を活用しようとする場合、地域経済牽引事業を行おうとする者は補助金等を交付した各省各庁から追加的に資料を求められることがあることに留意すること。

5 法第24条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、

地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項

法第24条に基づく課税の特例又は地方公共団体が条例で定める不動産取得税若しくは固定資産税の減免措置を活用しようとする場合、課税の特例の対象としようとする施設又は設備の概要（用途及び取得予定時期（施設については着工予定時期））を記載すること。

第2 地域経済牽引事業計画の承認について

地域経済牽引事業計画の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

1 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含まない場合

申請された地域経済牽引事業計画が、同意基本計画に適合すると認められること（法第13条第4項の規定に基づく承認）。具体的には、申請された地域経済牽引事業計画が、次の（1）～（7）のいずれの事項も満たすことが確認できること。

（1）地域経済牽引事業として実施する事業が、同意基本計画に定める「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項」を満たすと見込まれるものであること。

（2）事業の内容及び実施時期が具体的、かつ一定程度実現が見込まれるものであること。

（3）事業の実施に必要な資金の額が地域経済牽引事業計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され、調達方法が無理のないものであると認められること。

（4）地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合、事業の内容及び役割分担から、これらの者が事業の実施に真に必要な者であると判断されること。

（5）地域経済牽引事業計画の計画期間の終期は、計画期間の始期から5年目を含む事業年度の末日以前であること。ただし、同意基本計画の終期を超えるものではないこと。

（6）地域経済牽引事業計画の承認前に取得した施設や設備、又は建設を開始した施設が当該計画に関する支援対象となっていないこと（当該施設や設備を活用して事業を行うことは妨げない）。

ただし、法施行初年度である平成29年度に限り、既に着工している施設であっても、同意基本計画に位置づけられているものであり、かつ、基本方針の公布以降に着工しているものについては、地域経済牽引事業計画に関する支援対象とすることとする。

なお、着工済みの施設については、前述の通り支援対象となる可能性があるが、地域経済牽引事業計画の承認前に施設の取得を行っているものについては、支援対象外となるため留意すること。

(7) 申請された地域経済牽引事業計画に法第13条第3項第1号及び第2号に掲げる事項の記載があるときは、記載された内容が法第11条第3項の規定による同意を得た土地利用調整計画と適合すると認められること（法第13条第5項の規定に基づく確認）。

具体的には、申請された地域経済牽引事業計画が、次のいずれの事項も満たすことが確認できること。

① 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積が、同意土地利用調整計画に定める土地利用調整区域の所在、面積等と適合していること。

② 地域経済牽引事業の内容及び事業の用に供する施設の概要が、同意土地利用調整計画に定める地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項等と適合していること。

2 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含む場合

申請された地域経済牽引事業計画が基本方針に適合するものであって、同意基本計画の達成に資すると認められること（法第13条第7項の規定に基づく承認）。具体的には、申請された地域経済牽引事業計画が、次の（1）～（8）のいずれの事項も満たすことが確認できること。

（1）地域経済牽引事業として実施する事業が、同意基本計画に定める「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項」を満たすと見込まれるものであること。

（2）事業の内容及び実施時期が具体的、かつ一定程度実現が見込まれるものであること。

（3）事業の実施に必要な資金の額が地域経済牽引事業計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され、調達方法が無理のないものであると認められること。

（4）地域経済牽引事業を共同して行おうとする者の事業の内容及び役割分担から、これらの者が事業の実施に真に必要な者であると判断されること。特に、地方公共団体の行う事業が地域経済牽引事業の実施に必要不可欠である場合にしか含まれない。

（5）地域経済牽引事業計画の計画期間の終期は、計画期間の始期から5年目を含む事業

年度の末日以内であること。ただし、同意基本計画の終期を超えるものではないこと。

(6) 地域経済牽引事業計画の承認前に取得した施設や設備、又は建設を開始した施設が当該計画に関する支援対象となっていないこと（当該施設や設備を活用して事業を行うことは妨げない）。

ただし、法施行初年度である平成29年度に限り、既に着工している施設であっても、基本計画に位置づけられているものであり、かつ、基本方針の公布以降に着工しているものについては、地域経済牽引事業計画に関する支援対象とすることとする。なお、着工済みの施設については、前述の通り支援対象となる可能性があるが、地域経済牽引事業計画の承認前に施設の取得を行っているものについては、支援対象外となるため留意すること。

(7) 申請された地域経済牽引事業計画に法第13条第3項第1号及び第2号に掲げる事項の記載があるときは、記載された内容が法第11条第3項の規定による同意を得た土地利用調整計画と適合することを確認するために、主務大臣は、都道府県知事に協議し、その同意を得ることとする。

(8) 申請された地域経済牽引事業計画に法第13条第3項第4号に掲げる事項の記載があるときは、主務大臣は、当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得ることとする。

3 その他留意事項

地域経済牽引事業計画の承認後に農地転用許可や農用地区域からの除外に係る事務処理が迅速に行われるよう、都道府県及び市町村は、施設用地に農地を含む地域経済牽引事業計画の承認に関するスケジュールについて、当該都道府県及び市町村の農地転用許可制度及び農業振興地域制度の担当部局と連絡・調整を密に行うことが望ましい。

また、都道府県から地域経済牽引事業計画の承認の通知を受けた市町村は、速やかに当該市町村の農地転用許可制度及び農業振興地域制度の担当部局に通知すること。

加えて、地域経済牽引事業計画の承認後に開発許可手続が迅速に行われるよう、都道府県及び市町村は、当該都道府県及び市町村の都市計画担当部局及び開発許可担当部局と十分調整すること。

地域経済牽引事業計画の申請に必要な添付書類（法人の定款並びに最近2年間の事業報

告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）については、地域経済牽引事業を行おうとする者ごとに提出すること。

※地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合は、代表者のみでなく、全ての事業者から添付書類が必要であることに留意すること。

第3 承認地域経済牽引事業計画の変更について

承認地域経済牽引事業計画の変更に当たっては、次の事項に留意すること。

1 承認地域経済牽引事業計画の変更申請

承認地域経済牽引事業計画（別紙1－1、別紙1－2を含む。）を変更しようとする場合は、その承認をした都道府県知事等に地域経済牽引事業計画の変更の承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を提出し、承認を受ける必要がある。

また、法第24条に基づく確認を受けた承認地域経済牽引事業計画を変更した場合には、当該変更後の承認地域経済牽引事業計画に基づいて、再度、法第24条に基づく確認申請が必要となることに留意すること。

なお、承認地域経済牽引事業計画の内容との同一性を保っていることが都道府県知事等において判断できない場合は、変更ではなく、新たな地域経済牽引事業計画の申請を行う必要がある。例えば、自動車向けの金属部品の製造に係る承認地域経済牽引事業計画を、半導体製造に係るものに変更することは、元の承認地域経済牽引事業計画との同一性を判断することができず、新たな地域経済牽引事業計画として承認申請を行うべきものと考えられる。

次に掲げる承認地域経済牽引事業計画の趣旨を変えない軽微な変更については、変更承認申請書の提出を要しないが、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に報告すること。ただし、地域経済牽引事業計画の承認を行った都道府県知事等において変更の承認が必要と判断された場合は、速やかにその指示に従うこと。

- (1) 承認地域経済牽引事業者の住所又はその代表者の氏名
- (2) 同一事業年度内における実施時期の変更
- (3) 単価の増減等による必要な資金の額の若干の変更

2 承認地域経済牽引事業計画の変更の承認について

承認地域経済牽引事業計画の変更の承認に当たっては、「第2 地域経済牽引事業計画の承認について」に記載する事項について留意すること。

第4 承認地域経済牽引事業計画の承認の取消しについて

承認地域経済牽引事業計画の承認の取消しに当たっては、次の事項に留意すること。

1 法第14条第2項の規定に基づく承認の取消しの基準

都道府県知事等は、承認地域経済牽引事業計画の円滑な実施に著しい支障が生じており、当該地域経済牽引事業が同意基本計画の承認の要件に該当しないと認められるなど、承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

承認地域経済牽引事業計画の承認の取消しに当たっては、当該承認地域経済牽引事業計画の内容に係る事業又は事務を所管する都道府県内の関係部局及び関係市町村と十分な連絡調整を図った上で、取消しの理由を付して、当該処分の対象となる事業者（複数の事業者が共同して地域経済牽引事業計画を作成し承認を受けた場合は、その代表者）に通知すること。

また、都道府県知事は、承認地域経済牽引事業計画の取消しを行った場合には、速やかに当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長へ通知すること。

なお、都道府県知事等においては、法の目的を達成する観点から、承認の取消事由が生じる以前に、法第35条に基づく指導及び助言により適切な事業執行を促していくこと等を通じて、承認地域経済牽引事業が円滑に実施されるようにしていくことが望ましい。

第5 承認地域経済牽引事業の法第24条に基づく確認について

1 法第24条に基づく確認の基準について

承認地域経済牽引事業（当該承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、当該承認地域経済牽引事業のうち、当該確認を受けようとする承認地域経済牽引事業者が行うもの。以下「対象事業」という。）が、次の（1）～（4）（当該対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものである場合にあっては、（1）～（5））（当該承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあっては、（4）を除く。）のいずれにも該当することとする。

また、個人が対象事業を行う場合は（2）、（4）及び（5）における「事業年度」については「暦年（1月1日から12月31日までの1年間）」として扱うものとする。

（1）次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 先進性に関する基準（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準（以下「告示」という。）第1項第1号イについて）

対象事業を含む承認地域経済牽引事業（以下「第5 承認地域経済牽引事業の法第24条に基づく確認について」において「承認地域経済牽引事業」という。）について、基本方針に規定する評価委員会（別添1の地域経済牽引事業計画先進性評価委員会設置要綱により設置される地域経済牽引事業計画先進性評価委員会）において先進的であると認められていること。

評価に当たっては、評価を行った委員のうち半数以上が、以下のいずれかの項目で先進性を有すると評価した場合には、評価委員会として、当該事業を先進的であると認めることとする。

- ① 開発又は生産する製品の先進性
- ② 開発又は提供する役務の先進性
- ③ 製品の生産又は販売の方式の先進性
- ④ 役務の提供の方式の先進性

同業他社における類似の製品、役務、製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式の普及状況を踏まえ、既に相当程度普及している場合については、先進性は認められないものとする。

最終的には評価委員の判断で先進性の有無を評価することとなるが、各項目について、例えば、以下のような取組であれば、一定程度の先進性が認められる可能性が高い

と考えられる。

①開発又は生産する製品の先進性

- ・同業他社に普及していない技術等を活用した製品

※先端技術を活用した製品（革新的な新素材） 等

- ・既存技術等を活用しつつも、（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たな製品

※既存技術の組み合わせや既存製品の用途の変化等により新たな顧客層の獲得や市場を創造する製品 等

②開発又は提供する役務の先進性

- ・同業他社に普及していない技術等を活用したサービス

※第4次産業革命等の先端技術を活用したサービス（自動走行技術による運送サービスやロボット技術を活用したサービス等） 等

- ・既存技術等を活用しつつも、（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たなサービス

※複数サービスの組み合わせや既存サービスの性能の変化（低価格化、高品質化）等により新たな顧客層の獲得や市場を創造するサービス

③製品の生産又は販売の方式の先進性

- ・同業他社の一般的な方式とは異なる生産方式を含む事業

※生産量や生産速度が大きく向上する方式の導入 等

- ・同業他社の一般的な方式とは異なる販売方式を含む事業

※ブランディング戦略や新たな販売方式の導入により、これまで当該製品の主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業（地域商社による新興国市場開拓等） 等

④役務の提供の方式の先進性

- ・同業他社の一般的な提供方式とは異なる提供方式を含む事業

※新たな提供方式を導入し、利便性の向上等を図ることで、これまで当該サービスの主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業 等

また、特に、外国企業が、海外の革新的な技術や生産方式等を促進区域に導入して地域経済牽引事業を実施する場合には、一定程度の先進性が認められる可能性が高いと考えられる。

□ 事業の実施場所に関する基準（告示第1項第1号□について）

承認地域経済牽引事業の実施場所が、生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区（特

定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条に規定する地区として政令で定めるものをいう。) であって、当該承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画の承認を受けた日(以下「計画承認日」という。)が同法第2条第1項の特定非常災害発生日から起算して3年(当該特定非常災害発生日が平成29年7月31日以前である場合には、5年)を経過していないこと。

(2) 売上高に関する基準(告示第1項第2号について)

計画承認日以降5年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、0を上回り、かつ、過去5事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回ること。

売上高の伸び率は以下の計算式で計算することとする。

$$(a - b) / b \times 100$$

a : 計画承認日から5年を経過した日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

b : 計画承認日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高
市場の規模の伸び率は以下の計算式で計算することとする。

$$(c - d) / d \times 100$$

c : 計画承認日の1年前の日を含む事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模

d : 計画承認日の6年前の日を含む事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模

例えば、過去5年間の市場の規模の伸び率が2%だった場合には、当該承認地域経済牽引事業を行うことで見込まれる商品又は役務の売上高の伸び率は、7%以上でなければならない。

なお、計画承認日を含む事業年度において売上が見込まれない場合には、以下の計算式で計算することとする。

$$(a - b') / b' \times 100 \times \{5 / (5 - e)\}$$

a : 計画承認日から5年を経過した日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

b' : 当該商品又は役務の売上が最初に見込まれる事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

e : 計画承認日を含む事業年度から当該商品又は役務の売上が最初に見込まれる事

業年度までに経過した年度の数

(3) 減価償却資産の取得予定価額に関する基準（告示第1項第3号について）

承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産（以下単に「減価償却資産」という。）の取得予定価額の合計額が2,000万円以上であること。

取得予定価額を計算する際には、課税の特例の対象となる機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物だけでなく、法人税法第2条第23号に規定されている減価償却資産（工具、船舶、ソフトウェア等）を全て合算する。

(4) 取得予定価額と減価償却費の比率に関する基準（告示第1項第4号について）

対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」という。）が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額が、当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が1年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を1年当たりの額に換算した額）の10分の1以上の額であること。

取得予定価額を計算する際には、課税の特例の対象となる機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物だけでなく、法人税法第2条第23号に規定されている減価償却資産（工具、船舶、ソフトウェア等）を全て合算する。

複数の事業者が共同で行う事業において、当該基準を満たさない事業者がいた場合には、当該基準を満たす事業者のみが確認の対象となる。

設備投資が複数年度に渡る場合であっても、事業の確認を行う前事業年度の減価償却費を以て判断する。

対象事業者が連結納税制度を採用している場合についても、グループ全体ではなく、個別企業単体ごとに確認する。

(5) 付加価値額増加率に関する基準（告示第1項第5号について）

平成31年4月1日以後に地域経済牽引事業計画の承認（同日前に受けた承認に係る地域経済牽引事業計画の変更の承認を除く。）を受けた対象事業者の付加価値額増加率（前事業年度における付加価値額から前々事業年度における付加価値額を引いた金額の、前々事業年度における付加価値額に対する割合）が100分の8以上であること。

付加価値額増加率は、以下の計算式で計算することとする。

$$(A - B) / B$$

- A :前事業年度における付加価値額
- B :前々事業年度における付加価値額

付加価値額の算定に当たっては、地域経済牽引事業計画に記載する付加価値創出額と同様、次の計算式を用いるものとする。

$$\text{付加価値額} = \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

$$\text{費用総額} = \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費}$$

なお、事業年度の期間が1年未満である場合には、付加価値額を1年当たりの金額に換算した値を用いる。例えば、前々事業年度における事業年度の期間が7カ月間であった場合には上記の計算式で計算した付加価値額に、 $12 / 7$ を乗じた数とする。

付加価値額がゼロ以下となる場合には、付加価値額増加率の計算に当たっては、当該付加価値額を計算の便宜上1円として計算する。例えば、前々事業年度における付加価値額がマイナス100万円、前事業年度における付加価値額が200万円である場合には、 $(2,000,000 - 1) / 1$ と計算する。

2 法第24条に基づく確認の流れ

承認地域経済牽引事業者は、法第24条に基づく主務大臣の確認を受けようとする場合には、別添2の確認申請書を、経済産業局を経て主務大臣に提出するものとする。

確認申請書を受け取った経済産業局は、必要に応じて、事業者に対して、地域経済牽引事業の概要等に関する説明を求めることとする。

主務大臣は、承認地域経済牽引事業者（承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、法第13条第1項に規定する代表者。以下「第5 承認地域経済牽引事業の法第24条に基づく確認について」において同じ。）から法第24条の確認に係る申請を受けた場合であって、対象事業が告示で定めた基準に適合すると認めるとときは、当該承認地域経済牽引事業者に対し、告示で定めた様式による確認書を交付するものとする。

事業者は、主務大臣による確認を受けた後に、機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設をし、承認を受けた地域経済牽引事業の用に供した場合に、課税の特例の適用を受けることができる（建物及びその附属設備並びに構築物については、計画承認後であれば、計画確認前に着工することは妨げないが、確認を受けることができなかった場合には、課税の特例の適用を受けることはできないので留意すること）。

【参考：地域未来投資促進税制について】

法第24条の課税の特例として、平成29年の税制改正において地域未来投資促進税制が創設されています。

地域未来投資促進税制は、青色申告書を提出する承認地域経済牽引事業者で、指定期間（地域未来投資促進法の施行の日（平成29年7月31日）から令和3年3月31日までの期間）内に、法第24条に基づく確認を受けた承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新增設をする場合において、その新增設に係る特定事業用機械等（特定地域牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物）の取得又は製作若しくは建設をし、その承認地域経済牽引事業の用に供した場合に、その承認地域経済牽引事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定事業用機械等の取得価額の40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、20%）の特別償却又は4%（建物及びその附属設備並びに構築物については、2%）の税額控除（当期の法人税額の20%を上限とする。）ができるというものです。

なお、当該承認地域経済牽引事業が、地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準（※）に適合することについて法第38条第2項に規定する主務大臣の確認を受けたものであるときは、機械及び装置及び器具及び備品については50%の特別償却又は5%の税額控除ができることとされており、特別償却割合及び税額控除割合が上乗せされます。

（※）地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準は、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示第1項第5号に該当すること」とされています。したがって、この「告示第1項第5号」とは上記1（5）のことですから、承認地域経済牽引事業が上記1（1）～（5）に該当する確認がされた場合は、この基準に適合することとなります。

第6 承認地域経済牽引事業の実施状況の報告について

承認地域経済牽引事業者が各事業年度に報告する実施状況報告書の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

1 実施した地域経済牽引事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容

承認地域経済牽引事業者は、各事業年度で実施した承認地域経済牽引事業に係る事業内容（進捗状況を含む）を記載すること。なお、記載に当たっては、承認地域経済牽引事業計画「I 1 (2) (今後の具体的な事業内容)」に記載した内容との整合を図ること。

承認地域経済牽引事業の実施に当たって、各事業年度で活用した支援措置等を網羅的に記載すること。なお、記載に当たっては、以下の表で記載すること。

○活用した支援措置（複数可）

支援措置の項目	利用件数 (単位：件数)	金額等	単位
・事業環境整備への提案 (法第15条関係)		—	—
・農地転用の配慮 (法第17条関係)			ヘクタール
・市街化調整区域での開発の配慮 (法第17条関係)			ヘクタール
・中小企業信用保険法の特例 (法第18条関係)		—	—
・中小企業投資育成株式会社法の特例 (法第19条関係)		—	—
・食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例(法第20条関係)		—	—
・一般社団法人の地域団体商標の登録主体追加(法第22条関係)		—	—
・地域団体商標の登録料等の減免 (法第23条関係)		—	—
・地域未来投資促進税制 (法第24条関係)		※課税の特例の適用額を記載	円

・地方公共団体による地方税の減免		※減免された金額を記載	円
・財産処分の特例 (法第26条関係)			設備
・地域中核企業創出・支援事業 (平成29年度) ・地域中核企業・中小企業等連携支援事業 (平成30年度) ・地域未来投資促進事業 (令和元年度)		※補助等を受けた金額を記載	円
・地方創生推進交付金を活用した地方公共団体による支援		※補助等を受けた金額を記載	円
・政府系金融機関による金融支援		※融資を受けた金額を記載	円
・その他 優先採択などがあった国の予算事業や地方公共団体独自の地域経済牽引事業のための支援措置などを記載。 国の予算事業の記載例：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、サービス等生産性向上IT導入支援事業 地方公共団体独自の地域経済牽引事業のための支援措置の記載例：地域未来投資促進補助金			

2 実施した地域経済牽引事業の経済的效果の状況

(1) 高い付加価値の創出について

承認地域経済牽引事業者は、各事業年度で実施した承認地域経済牽引事業に係る付加価値額及び付加価値創出額（承認地域経済牽引事業開始前の付加価値額との比較）を記載すること。なお、記載に当たっては、承認地域経済牽引事業計画「I 1 (2) (付加価値創出額)」に記載した内容との整合を図るとともに、算出根拠を示すこと。

(2) 地域の事業者に対する相当の経済的效果について

承認地域経済牽引事業者は、各事業年度で実施した承認地域経済牽引事業に係る地域の

事業者に及ぼした経済的效果（事業者間の取引額又は事業者の売上げ、雇用者数若しくは給与支払額等）を記載すること。なお、記載に当たっては、承認地域経済牽引事業計画「I 3 地域経済牽引事業の実施による経済的效果」に記載した内容との整合を図るとともに、算出根拠を示すこと。

3 実施した地域経済牽引事業の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（設備投資）に関する実績

承認地域経済牽引事業者は、各事業年度で実施した承認地域経済牽引事業に係る機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設の設備投資額について記載すること。なお、記載に当たっては、設備投資した内容ごとの設備投資額及び設備投資額の合計額を記載すること。

4 その他

承認地域経済牽引事業を共同で実施している場合には、承認地域経済牽引事業者ごとに実施状況報告書を作成すること（地域経済牽引事業計画の代表者だけではなく、他の共同申請者もそれぞれ押印した実施状況報告書を提出すること）。

(参考) 地域経済牽引事業計画に係る特例措置の活用について

1 法第18条に規定する中小企業信用保険法の特例

承認地域経済牽引事業者が法第18条に規定する中小企業信用保険法の特例を利用しようとする場合には、地域経済牽引事業計画の承認を受けた都道府県に対し、承認地域経済牽引事業計画に沿って承認地域経済牽引事業を実施している旨の書面を提出し、その内容を確認した旨を通知する書面(次ページの例参照)の交付を当該都道府県より受けた上で、当該都道府県による確認日から1年以内に、その通知に係る書面、地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し及び地域経済牽引事業計画の承認申請書の写しを信用保証協会又は金融機関に対して提出し、地域経済牽引事業関連保証の申込みを行うことが必要である。

2 法第19条に規定する中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社は、資本金3億円以下の株式会社を支援対象としているが、承認地域経済牽引事業者は、法第19条により、以下の場合について、資本金の額が3億を超えるものであっても、中小企業投資育成株式会社による以下の①、②の手法による投資の対象となりえる。

- ①中小企業者が資本金3億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び引受けに係る株式の保有
- ②資本金が既に3億円を超えており、中小企業者が発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け

法第19条に規定する中小企業投資育成株式会社法の特例を利用しようとする場合は、本社が所在する地域において事業を行う中小企業投資育成株式会社に対し、相談・申込みを行い、地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し及び地域経済牽引事業計画の承認申請書の写しを提出して、投資の可否について審査を受ける必要がある。

3 法第20条に規定する食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例

食品製造業者等が行う地域経済牽引事業については、食品等流通合理化促進機構から以下の支援を受けることができる。

- ①承認地域経済牽引事業に必要な資金の借り入れに係る債務保証
- ②地域経済牽引事業に必要な資金のあっせん

<法第18条に規定する中小企業信用保険法の特例に関する書面の例>

●●年●●月●●日

(あて先) ●●県●●課

(申請者) 株式会社●●

住所

代表者名 印

(地域経済牽引事業として行う事業の事業名) ●●

当社は、●●年●●月●●日付で承認が行われた地域経済牽引事業計画に沿って、承認地域経済牽引事業を次の通り実施しておりますので、確認をお願いいたします。

<承認地域経済牽引事業の実施実績>

確認日：●●年●●月●●日

上記事業者が承認地域経済牽引事業を実施していることを確認いたしました。

●●県●●課 印

留意事項：

- 本通知とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。
- 金融機関又は信用保証協会に地域経済牽引事業関連保証に係る審査を申し込むに際しては、上記の確認日から1年以内に、本書面を添えて申し込みを行うことが必要です。
- 承認地域経済牽引事業を実施する前である場合、<承認地域経済牽引事業の実施実績>の欄には事業実施のための準備の実績などを記載してください。
- 都道府県の印は知事名である必要はなく、窓口担当者の印等で構いません。

別添資料

(別添1) 地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱

地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十四条の規定に基づき、承認地域経済牽引事業の地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に基づき設置される地域経済牽引事業先進性評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営に関する事項を定めることにより、地域経済牽引事業が先進性を有する計画か否かについての評価を、適切に行うこととする。

(構成)

- 第2条 評価委員会は経済産業省地域経済産業グループに設置することとする。
- 2 評価委員会は、地域経済牽引事業が有する先進性を公正かつ適正に評価できる有識者、専門家等の評価委員で構成し、主務省庁の意見を踏まえて、経済産業省が評価委員を指名することとする。
- 3 地域経済牽引事業の先進性を評価する際には、2名以上の評価委員が評価を行うこととする。
- 4 透明性、公平性の観点から、次の条件に該当する評価委員については評価から外すこととする。
- 一 当該事業の申請企業（子会社を含む。）の役員又は従業員及びその親族である者
 - 二 当該事業の申請企業の主要な顧客・取引先その他、事業活動について当該時点で利害関係を有する者
 - 三 その他の利害関係を有する者

(任期)

第3条 前条に定める評価委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。なお、再任を妨げない。

(評価委員会の開催)

- 第4条 評価委員会は、地域経済牽引事業の申請状況等を勘案し、開催することとする。
- 2 評価委員会は、評価委員の招集を行わず、書面による決議の方法により評価委員の意見を求めることにより、評価委員会の決議に代えることができるこことする。

(決議)

第5条 評価委員の半数以上が、当該事業が先進性を有すると評価した場合には、当該事業は先進性を有すると認められたこととする。

2 委員は、各々一個の議決権を有する。

(評価委員以外の者の意見)

第6条 必要に応じて、評価委員以外の者の意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、経済産業省地域経済産業グループに事務局を設置し行うこととする。

(守秘義務)

第8条 評価委員は、地域経済牽引事業の内容及び業務上知り得た事項を第三者に漏えいしてはならない。

(その他)

第9条 評価委員会は、この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関する必要な事項を定めることができる。

(別添2) 法第24条に規定する主務大臣が定める基準に係る確認申請書

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

印

対象事業者が行う承認地域経済牽引事業について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条の規定に基づく確認を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 3 承認を受けた地域経済牽引事業計画を添付すること。

1 確認を受けようとする承認地域経済牽引事業（以下「対象事業」という）を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」という）の名称及び住所

対象事業者の名称及び住所	(名称) (住所)
--------------	--------------

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

2 地域経済牽引事業計画の承認日

(変更承認日 :)
----------	---

※ 地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けた場合は、括弧書きで変更承認日を記載すること。

3 対象事業を含む承認地域経済牽引事業（以下単に「承認地域経済牽引事業」という）の名称

--

4 承認地域経済牽引事業の実施場所

--

5 承認地域経済牽引事業が有する先進性

○事業の先進性の類型（※事業の対象となる類型全てに丸印を付ける）

- 1 開発又は生産する製品の先進性
- 2 開発又は提供する役務の先進性
- 3 製品の生産又は販売の方式の先進性
- 4 役務の提供の方式の先進性

○事業の先進性に関する内容 及び 同業他社が存在する場合には同業他社との相違点

- ※ 必要に応じて枚数を追加するとともに、事業の先進性の説明に必要な参考資料を添付すること。
- ※ 承認地域経済牽引事業の実施場所が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条に規定する地区であって、地域経済牽引事業計画の承認日が特定非常災害の発生日から起算して3年（その特定非常災害発生日が平成29年7月31日以前である場合には、5年）を経過していない場合には、上記の記載に代えて、その特定非常災害の名称を記載すること。

6 承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高

計画承認日から5年後までの期間を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率（%）	
過去5事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率（%）	

- ※ 市場規模の伸び率が分かる資料を添付すること。

7 承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産（以下単に「減価償却資産」という）

承認地域経済牽引事業者名（ ）

種類	資産の内容	数量	予定期	取得予定期	取得予定期

- ※ 「種類」には、法人税法施行令第13条各号に規定する資産の種類を記入すること。
- ※ 複数の承認地域経済牽引事業者が事業を行う場合には、事業者毎に欄を作成すること。

8 対象事業者が取得する予定の減価償却資産

対象事業者名	
対象事業者の前事業年度の減価償却費（円）	
対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額（円）	

- ※ 減価償却費の根拠となる財務諸表等を添付すること。
- ※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

9 対象事業者の付加価値額増加率

対象事業者名	
対象事業者の前事業年度の付加価値額（円）・・・A	
対象事業者の前々事業年度の付加価値額（円）・・・B	
付加価値額増加率（%）・・・(A-B) / B × 100	

- ※ 平成31年4月1日以後に地域経済牽引事業計画の承認（同日前に受けた承認に係る地域経済牽引事業計画の変更の承認を除く。）を受けた対象事業者であって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものである場合に記載すること。
- ※ 付加価値額の算出に当たっては、以下の計算式を用いるものとする。
付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 納入総額 + 租税公課
費用総額 = 売上原価 + 販売費及び一般管理費
また、付加価値額が0円以下となる場合は、1円として計算する。
- ※ 付加価値額の根拠となる財務諸表等を添付すること。
- ※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。